

### WATANABE & Co.



【代表】公認会計士・税理士 渡邊 芳樹  
【所属】東京税理士会 麻布支部  
【法人番号】第733号 【支店】大阪  
【職員数】145名(税理士17名、公認会計士12名、USCPA2名、弁護士1名)

**税理士法人 渡邊芳樹事務所**  
【本部】〒107-0052 東京都港区赤坂7-6-15 赤坂ロイヤルビル501号  
TEL.03-5575-8270 <https://watanabe-cpa.ne.jp/>

### Nagamine & Mishima



【代表】代表パートナー  
公認会計士 永峰 謙  
パートナー 税理士 三島 浩光  
【所属】東京税理士会 麹町支部  
【拠点】東京 (職員数)75名

**永峰・三島会計事務所**  
【本部】〒100-6104 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 4階  
TEL.03-3581-1975 <http://www.nagamine-mishima.com/>

### MOMO-O, MATSUO & NAMBA

ビジネスニーズがますます高度・複雑化、そして国際化するなか、当事務所は多様な分野をカバーする総合法律事務所として、質の高いリーガルサービスを提供してまいります。クライアントのニーズに専門家集団としての確実・迅速に対応できること、また、密接なコミュニケーションで信頼が築けることをめざし、クライアントの皆様が求める法律事務所への理想に一歩近い存在でありたいと願っております。

**桃尾・松尾・難波法律事務所**  
【本部】〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1 難町ダイヤモビル  
TEL.03-3288-2080 <https://www.mmn-law.gr.jp>

### KOMIYAMA & Co.



【代表】公認会計士・税理士・USCPA 小島山 清  
【所属】東京税理士会 麻布支部  
【法人番号】第1299号 【職員数】70名

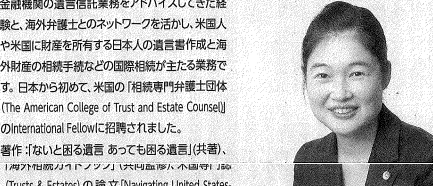
**税理士法人麻布パートナーズ**  
【本部】〒106-0032 東京都港区六本木3-6-9  
TEL.03-6697-7000 <http://www.komiyama-cpa.com/>

### STK Legal Services



「できない手続きはない」と私たちは考えています。外国人・外国籍の方・海外在住の日本人が関与する相続手続きや不動産売買に精通しており、弁護士や税理士の専門職の方々からの信頼も厚い事務所です。シンガポールにも拠点があり、英語・中国語・韓国語に常時対応が可能です。

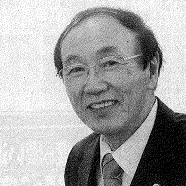
**司法書士法人 新東京国際リーガル**  
【本部】〒102-0081 東京都千代田区西四番町4番地9 東越館ビル4階  
TEL.03-3234-1077 <http://www.st-kokusaillegal.com/>



【代表】代表パートナー  
公認会計士・税理士・USCPA 小島山 清  
【所属】東京税理士会 麻布支部  
【法人番号】第1299号 【職員数】70名

**弁護士法人北星法律事務所**  
【本部】〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3-4 官ビル6階  
TEL.03-3237-8080 <http://www.hokusei-law.com/>

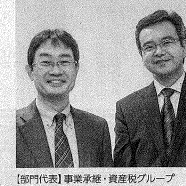
### TANASE LAW OFFICE



棚瀬法律事務所は、国際法務を得意分野とし、国際法務に精通した英語に堪能な弁護士が、専門分野ごとにチームを組んで対応する事務所です。外国法が複雑に絡む国際財産や国際相続の案件にも、税務の専門知識を見有する顧問や、各国の弁護士と連携し、リーガルサービスを提供します。

**棚瀬法律事務所**  
【本部】〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-7 NBF日谷ビル19階  
TEL.03-6205-7930 <http://www.law-t.com>

### pwc



私どもは公認会計士、税理士等約520名を有する日本最大級の税務アドバイザーです。国内税務をはじめ、157カ国におよぶPwCグローバルネットワークのメンバーファームと連携し、複雑な国際相続や事業承継等の課題を解決いたします。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**  
【本部】〒100-6015 東京都千代田区麹町3-2-5 麹が関ビル15階  
TEL.03-5251-2400 <http://www.pwc.com/jp/tax>

### Toma



シンガポール(アジア統括)、アメリカにオフィスを設置しているほか、各国の提携パートナーを通じて広いネットワークがあります。海外資産に関する税務はもちろん、各種手続きに至るまでワンストップでサポートいたします。初回相談は無料。関連セミナー随時開催中。開催日時はHPをご参照ください。

**TOMA税理士法人**  
【本部】〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3丸の内トラストタワー本館3階  
TEL.0120-944-533 <http://toma.co.jp/>

### NPO法人 渉外司法書士協会

渉外司法書士協会は29年の歴史を持ち、全国226名の司法書士等会員が在籍し、毎月3回の定例会を開催して、渉外案件の事例研究をしております。また、南米において在外日本人のための無料法律相談会を開催及びアジア各国での海外研修は20回です。外国人、外国企業のインパウンドの法的支援、国内企業のアウトパウンドの法的支援、外国人の相続手続、日本人の海外における遺産整理、横断裁判手続の支援のサービス提供をしております。

**NPO法人 渉外司法書士協会**  
【本部】〒103-0026 東京都中央区日本橋2丁目16番13号 ランデック日本橋ビル3階311号インターナショナル  
TEL.03-3242-2052 <http://shogaijyoo.com/>

# 国際相続・国外財産 プロフェッショナル シリーズ Vol.1

相続・事業承継  
Professional  
シリーズ Vol.1

ライフイベントの中でも複雑かつ面倒なことのひとつが相続問題だ。特に最近では資産のグローバル分散化が進み、被相続人が海外で預貯金や有価証券、不動産などを保有しているケースが増え、相続は、複雑化してきている。海外資産の相続手続きをきちんと行わないと、税負担が重くなったり、最悪の場合、資産が承継できなくなったりすることも考えられる。国際相続が発生した場合、どんなことが問題になるのか。どう対処したらよいか解説する。

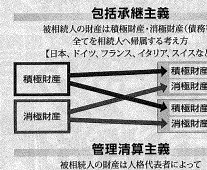
各国で法制度が違い、相続手続きは複雑化。海外資産を相続する負が大きくなるのは、各国によって相続関係が異なる点だ。財産の種類や資産の所在に開かず、被相続人の本国法によって相続関係が決まる。相続税一基として採用している国がある一方、預貯金や有価証券などの資産は被相続人の本国法によって処理し、土地や建物などの不動産は所在する国の法律によって処理している国もある。

例えば日本に被相続人が米国の不動産を保有していた場合、日本でも米国の相続法を行わなければならない。また、日本でも米国の相続法を行わなければならない。また、日本でも米国の相続法を行わなければならない。また、日本でも米国の相続法を行わなければならない。

女性に資産がある場合、手続きが10年かかるとも言われています。10年かかるとも言われています。10年かかるとも言われています。10年かかるとも言われています。

例え米国の場合、米国の相続法に準じて米国の弁護士に依頼し、日本に選任した弁護士にウェブサイトをから方法もある。最大の問題は、日本の税務申告や納税に対応していない可能性があることだ。相続手続きは日本の税務と密に連携し、海外の税務と切り分け、対応することが難しい。

ただし、日本の弁護士・税理士・司法書士に頼んでも、海外資産の相続に精通している人はそう多くないが現状だ。税理士・司法書士がベスト。そこでベストな方法は、国際相続に詳しく、海外とのネットワークを持つ日本の弁護士・税理士・司法書士に依頼する方がよいだろう。



主要国の相続税(遺産税)率

国	適用率
米 国	連邦税:18%~40% 州 税:ニューヨーク州 3.06%~16.0% ハワイ州 10.0%~15.7%
カナダ	相続税なし(相続税に財産を遺産とし、みよしや死亡後払いのインデックス連動型で相続税(米国のインパウンドに準拠税率46%)
豪 州	なし
ニュージーランド	なし
シンガポール	なし
韓 国	10%~50%
タイ	5%~50%
メキシコ	なし
インドネシア	なし
フィリピン	5%~20%

広告